

令和4年8月大雨災害義援金の募集について

共同募金会では、令和4年8月に発生した大雨により被災されたかたを支援する災害義援金を募集しています。

ご協力いただける場合は、埼玉県共同募金会川口市支会(川口市社会福祉協議会)の窓口にお越しいただくか、各県共同募金会への振込みとなります。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

1 募金種別及び募集期間

(1) 令和4年8月3日からの大雨災害義援金 ([中央共同募金会](#))

※中央共同募金会が被災状況に応じて配分します。

令和4年8月17日(水)から令和5年3月31日(金)まで

(2) 令和4年8月新潟県大雨災害義援金 ([新潟県共同募金会](#))

令和4年8月12日(金)から令和5年3月31日(金)まで

(3) 石川県8月大雨災害義援金 ([石川県共同募金会](#))

令和4年8月12日(金)から令和5年3月31日(金)まで

2 受付方法

(1)現金の場合・・・埼玉県共同募金会川口市支会での受付

①募金箱の設置・・・青木会館2階 地域福祉課

やすらぎ会館
かわぐちボランティアセンター

※募金箱については、中央共同募金会のみとなります

②窓口での受付・・・青木会館2階 地域福祉課

※募金の受取証が必要な場合窓口へお越しく下さい

(2)振込みの場合・・・各県共同募金会へ直接のお振込みとなります。

3 注意事項

- ・災害義援金の受付は窓口の開所時間になります。
- ・今回の募集は災害義援金のみの取り扱いとなります。

4 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県共同募金会 川口市支会
(川口市社会福祉協議会 地域福祉課)

川口市青木3-3-1 青木会館2階 地域福祉課

TEL048-252-1294



社会福祉法人 中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2
TEL 03-3581-3846 FAX 03-3581-5755
WEB <https://www.akaihane.or.jp/>

中央共募総発第 299 号
令和 4 年 12 月 28 日

各都道府県共同募金会
事務局 長 様

社会福祉法人中央共同募金会
事務局長 阿部 陽一郎 [公印略]

「令和 4 年 8 月 3 日からの大雨災害義援金」募集要綱の改正について（第 2 版）

標題の件につきまして、石川県共同募金会の義援金受付延長により、下記のとおり要綱改正を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 改正内容

(1) 受付期間

改正前 令和 4 年 8 月 17 日（水）から同年 12 月 28 日（水）まで
改正後 令和 4 年 8 月 17 日（水）から 令和 5 年 3 月 31 日（金） まで

2. 要綱の改正日

令和 4 年 12 月 28 日（水）

担当・お問合せ先：
中央共同募金会 総務部（谷崎、土橋）
Tel 03-3581-3846 Fax 03-3581-5755
Mail somu@c.akaihane.or.jp

「令和4年8月3日からの大雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和4年8月3日からの大雨により、新潟県、石川県など、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和4年8月3日からの大雨災害義援金

3. 受付期間

令和4年8月17日（水）から令和5年3月31日（金）まで
（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|-------|-----------------|----------------------|
| 三井住友銀行 | 東京公務部 | 普通預金 0162529 | (福)中央共同募金会 災害義援金口 |
| りそな銀行 | 東京公務部 | 普通預金 0126781 | (福)中央共同募金会 |

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出

ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日施行です。

「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人新潟県共同募金会

1 趣旨

令和4年8月3日からの大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、村上市、胎内市、関川村には災害救助法が適用されました。

新潟県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和4年8月新潟県大雨災害義援金

3 受付期間

令和4年8月12日（金）から令和5年3月31日（金）まで

4 義援金受入口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|----------------|-----------|--|
| 第四北越銀行 | 白山支店 | 普 1590791 | しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 にいがたけんきょうどうほきんかい 新潟県共同募金会 |
| 大光銀行 | 新潟支店 | 普 3043002 | |
| ゆうちょ銀行 | 00180-4-605183 | | にいがたけんきょうどうほきんかいれいわよねんほちがつ 新潟県共同募金会令和4年8月 おおあめさいがいぎえんきん 大雨災害義援金 |

※1 第四北越銀行・大光銀行・ゆうちょ銀行の窓口での振込手数料は無料。

※2 全国地方銀行協会加盟銀行の本支店窓口での第四北越銀行への振込手数料は無料。

※3 上記以外の金融機関からの振込や、ATM及びインターネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料。

5 現金書留による義援金の送付

（宛先）〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

社会福祉法人 新潟県共同募金会

※現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除となります。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、新潟県災害対策本部へ送金し、新潟県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

7 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を発行します。

8 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和4年8月12日から施行します。
- (3) この要綱は、令和4年8月25日改正（第2版）

9 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

E-mail niigatakenkyobo@h8.dion.ne.jp

「石川県8月大雨災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人石川県共同募金会

1 趣旨

令和4年8月の大雨により、石川県内では人的な被害をはじめ家屋の浸水等の被害が発生し、複数の自治体で災害救助法が適用されました。

石川県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

「石川県8月大雨災害義援金」

3 受付期間

令和4年8月12日（金）から令和5年3月31日（金）まで
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

4 義援金の受入れ

（1）指定口座による受入れ

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|----------------|----------------|--|
| 北國銀行 | 県庁支店 | 普通預金 024222 | シヤカイフクシキョウジノイシカワケンキョウト [®] ホム [®] ケンカイ 社会福祉法人石川県共同募金会 8カ [®] ツオチマシイ [®] イ [®] エンキン 8月大雨災害義援金 |
| ゆうちょ銀行 | 00110-8-731767 | | イシカワケンキョウト [®] ホム [®] ケンカイ8カ [®] ツオチマシイ [®] イ 石川県共同募金会8月大雨災害 キ [®] エンキン 義援金 |

※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。

※2 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、8月15日（月）から手数料が免除されます。（ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。）

※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

（2）現金書留による受入れ

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと受付期間内は郵便料金が免除されます。

送付先：社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館2階

(3) 本会窓口による受入れ

(場 所) 石川県共同募金会事務局 (金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階)

(受 付) 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間
(祝日を除く。)

5 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

なお、都道府県共同募金会において、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要な事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7 その他

災害義援金のみのお受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階

TEL 076 (208) 5757 FAX 076 (222) 8900

(a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp)

附則

- (1) この要綱は、令和4年8月12日から施行する。
- (2) この要綱は、令和4年8月29日から施行する。
- (3) この要綱は、令和4年12月27日から施行する。